



「北限のゆず」1次加工品使用における同意書

本同意書は、北限のゆず研究会会長（社会福祉法人 燦々会 あすなるホーム）が販売する、北限のゆずの果汁、果皮、果実を使用した商品の開発および販売（商業使用）をする際に、下記に記載している遵守事項を確認・同意した上で、提出していただく必要な書類です。

必要事項を記載の上、ご提出の程お願い申し上げます。

【遵守事項】

別紙「北限のゆず」ロゴマーク使用規約の記載内容を履行すること。

なお、「北限のゆず」ロゴマークは、本同意書を提出後に北限のゆず研究会事務局から提供します。

北限のゆず研究会会長 宛

令和 年 月 日

上記、内容に同意します。

会社・団体名： _____

代表者名： _____ 印

住 所：〒 _____

電話番号： _____

E - MAIL : _____

提出・問合せ先：北限のゆず研究会 事務局

一般社団法人 トナリノ

〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町字大隅 93-1

TEL:0192-47-3287 FAX:0192-47-3289

MAIL: hokugen.yuzu@gmail.com

「北限のゆず」ロゴマーク使用規約

北限のゆず研究会

第1 趣旨

この規約は、「北限のゆず」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この規約において「北限のゆず」とは、北限のゆず研究会会長が販売する果汁、果皮及び果実をいう。また、北限のゆず研究会および研究会会長が適正と認めた場合においても適用とする。

第3 形状

ロゴマークの形状並びに色彩及び寸法の割合等は、以下を原則とする。



第4 使用の義務及びその範囲

「北限のゆず」を使用した商品を販売する者は、その商品及びその広報物に必ずロゴマークを表示しなければならない。またその他に使用してはならない。

ただし、北限のゆず研究会会長が適当と認めた場合はそれ以外にも使用できることとする。

第5 提供形態

北限のゆず研究会会長は、「北限のゆず」を使用した商品を販売する者にロゴマークを次の各号のいずれかの形態で提供する。

- ① 電子媒体
- ② その他、北限のゆず研究会会長が適当と認めた形態

第6 使用の停止等

北限のゆず研究会会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマークや「北限のゆず」の使用の停止など、必要な措置を取ることができる。

- ① 「北限のゆず」を使用したにもかかわらず、商品にロゴマークを表示しなかったとき
- ② 「北限のゆず」を使用していないにもかかわらず、商品又は広報物にロゴマークを使用したとき
- ③ 「北限のゆず」の使用または不使用に虚偽があったとき
- ④ 「北限のゆず」の品位が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき
- ⑤ その他、この規約の定める事項に違反したとき

本規約は平成27年2月12日から適用する。

平成30年8月8日改正

令和3年4月1日改訂